気になる相談（令和８年９月）

海産物の電話勧誘販売にご注意ください

年末にかけて、海産物の電話勧誘販売や送り付けトラブルに関する相談が増える傾向にあります。「年末セール」「キャンペーン」などとお得な価格を強調して勧誘され、断ったにもかかわらず一方的に商品が届くケースや、「２回分の契約になっている」と虚偽の説明をして契約を迫るケース等が見られます。年末は相談が増える傾向にありますので改めて注意を呼びかけます。高齢者のトラブルが目立ちますので、ご本人はもちろん、ご家族や地域で見守る方々も十分にご注意ください。

【相談事例】

○以前に電話勧誘を受けて海産物を購入したことのある事業者から、再度の電話勧誘があり、購入を承諾した。今回は金額が高すぎると思い、数日後にキャンセルの意思を電話で伝えたところ「わかりました。またよろしく。」とのことだったのでキャンセルできたものと思っていた。しかし、後日、事業者から代引きでカニ等の海産物が発送されていることがわかった。キャンセルされていないようだったが、商品を受け取りたくないが、どうしたらよいか。

○先月、電話で「年末セールでカニと魚介類を安く販売している」と勧誘され、約２万円で購入した。１週間ほど前、同じ業者から「今度は福袋を付けて送る」と電話がありこちらが返事する間もなく電話を切られた。折り返し電話をして留守番電話に「商品を送らないでほしい」と録音した。ところが後日商品が代引きで届いたため、配達員に持ち帰ってもらったところ、業者から「承諾したのになぜキャンセルするのか。送料分も含めて損害賠償を請求する」と怒鳴るような口調で電話があった。

【対処法】

○ 電話で断ったにもかかわらず、一方的に代引きで商品が届くケースがあります。その場合は受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。業者の送り主の名称や所在地をメモするなど、情報を控えておくことも大切です。

○ 勧誘の電話があったことを家族や周りの人に伝えておき、誤解して商品を受け取ってしまうことがないよう情報共有しておきましょう。

○ 「２回目も送る契約になっている」などと言って強引に購入を迫る手口があります。不要な契約はきっぱり断り、「契約しない」と伝えて電話を切ることも有効です。

○ 一方的に送り付けられた商品は、代金を支払って受け取ってしまった場合でも、事業者に返金を求めることができます。

○ 電話勧誘で契約した場合は「電話勧誘販売」に該当し、書面を受け取った日から８日以内であればクーリング・オフができます。

○ 不安に感じたり疑問があったりする場合は、早めに消費生活センターや警察に相談しましょう。

消費者ホットライン　１８８　又は　愛媛県消費生活センター(TEL:089-925-3700)